

選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福井県理学療法士会（以下「本会」という）の定款第22条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）の選挙に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙管理委員会の設置)

第2条 役員選挙を行うため、選挙管理委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、理事会において正会員の中から選任された3名の選挙管理委員（以下「委員」という）より構成し、委員長は委員の互選とする。また、欠員が生じた場合は理事会で補充し、その任期は残任期間とする。理事及び選挙候補者は委員を兼ねることができない。

3 役員選挙に立候補した委員は、その資格を失う。

4 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。委員が任期中に理事及び監事の立候補者または（被）推薦者となった場合は、速やかに退任し、理事会は後任を選出しなければならない。

5 委員長は委員会を代表し、選挙の管理ならびに選挙事務に関する業務を統轄する。なお、必要に応じて理事会に出席することができる。

6 (1) 委員会は、委員長が召集する。

(2) 委員会は構成委員の過半数の出席があれば開催できる。

(3) 委員の代理は認めない。

(4) 委員は選挙運動を行ってはならない。

(5) 委員は選挙に関して知り得た事項を任期中そして退任後も他に漏らしてはならない。

7 委員会は、次に掲げる選挙業務とその管理を行う。

(1) 選挙の告示

(2) 選挙人名簿の作成

(3) 立候補の受付と公示

(4) 選挙公報の作成および交付

(5) 投票用紙の作成および交付

(6) 投票および開票の管理

(7) 選挙の管理および公示

(8) 選挙運動の統轄

(9) その他、選挙に関する必要事項

(告示等)

第3条 委員会は、投票日の60日以前に選挙期日、選挙すべき役員の定数及び立候補の受付期間を正会員に告示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の30日以前とする。

2 委員会は、正会員に対し候補者及び推薦者の氏名、並びに立候補者又は推薦の趣旨（400字以内）を通知しなければならない。

(立候補の届出)

第4条 立候補する正会員は、期日までに所定の立候補届を委員長へ提出しなければならない。

- 2 他薦による立候補は、推薦者3名以上を必要条件とし、推薦者は複数の立候補者を推薦できないものとする。
- 3 立候補者は、他の立候補者の推薦をしてはならない。
- 4 立候補数が定数以内の場合は、立候補者を無投票当選とする。
- 5 立候補が定数に満たないときは、理事会において候補者を推薦する。
- 6 立候補届に不備があるものは不受理、または再提出を求める。再提出は1回のみとする。

(届出受理証の発行)

第5条 委員会は、第4条による届出に対し届出受理証を発行しなければならない。

(選挙方法)

第6条 選挙は電子投票により行う。

2 投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める

(投開票等)

第7条 選挙権は正会員が有するものとする。

- 2 投票は、電子投票により行い、定数以上の記載があったものは無効とする。
- 3 開票は、委員長が指名した立会人2名のもとで委員会が行う。
- 4 立会人は、役員以外の正会員とする。

(有効投票数)

第8条 有効投票数は、投票総数の3分の2以上なくてはならない。

2 次の投票は無効とする。

- (1) 白票
- (2) 誤った記載をしたもの
- (3) 不正な手段を用いて投票したもの

(当選者の決定)

第9条 当選者は得票数の多い者より順次定める。

- 2 得票数が同じであるときは、抽選で当選者を決める。抽選方法は委員会で定める。
- 3 当選者が任期開始後60日以内に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、次点者を繰り上げ当選とする。
- 4 当選者が任期開始後61日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。

(会長選出の方法)

第10条 会長は、第5章第23条1項により決定された理事の中から、同条第2項における立候補者を募る。

- 2 立候補者が1名の場合は、無投票当選とし、理事による投票を実施しない。
- 3 立候補者が複数の場合は、理事による投票を行う。
- 4 投票は、単記投票とする。
- 5 投票の結果をもって、理事会において会長を選出する。多数をもって当選とし、同票の場合は抽選とする。
- 6 会長に選出された者は、第5章第22条3項による副会長を推挙し、理事会にて決定する。

(選挙広報)

第11条 委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を士会のホームページ、文書等により行う。

- 2 立候補者は、前項のほかは、公序良俗に反する運動等を行い、または関わってはならない。
- 3 委員会は、前項に抵触すると思われる運動等を確認したときは、当該候補者または候補者全員に対して必要な注意・指導等を行う。

(規程違反)

第12条 この規程に違反があったと委員会が判断した場合、その違反者は選挙前にあつては立候補の権利を喪失し、当選後にあつては役員の権利を喪失する。

- 2 規程違反により生じた欠員は、前条の規定により補充されるものとする。

第13条 その他、選挙に関する業務は、選挙管理委員会において協議し、執り行なうものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106号第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。